

協議第 1 1 1 号

平成 1 6 年 月 日 確認

附属機関の取扱いについて

附属機関の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	7 附属機関の取扱い	調整の内容(案)	1 10市町村に置かれている附属機関については統合し、新市において設置するものとする。
関係項目			2 一部の市町村に置かれている附属機関については、実態を考慮しつつ合併までに調整し、引き続き設置する必要があるものについては新市において設置するものとする。

先進地事例	関係法令
<p>神流町(平成15年4月1日合併)旧万場町・中里村 同種の附属機関が両町村にある場合は、整理・統合を図り、一方のみにある場合は、必要性を検討した上で存続させます。</p> <p>松阪地方合併協議会(松阪市) 平成17年1月1日合併予定 附属機関等については、原則として新市発足時に統合するものとする。</p> <p>千畑町・六郷町・仙南村合併協議会(美郷町) 平成16年11月1日合併予定 諮問機関の取扱いについては次のとおりとする。 1. 法令により設置を定めている機関は、合併時に設置する。 2. 法令により設置することができる機関は、合併時まで調整し、必要のあるものについては新町において設置する。 3. 法令に特段の定めがない機関についても、合併時まで調整し、必要のあるものについては新町において設置する。</p> <p>伊勢崎市・赤堀町・東村・境町合併協議会(伊勢崎市) 4市町村に設置されていて、新市において引き続き必要のあるものは原則として統合し、1市町村ないし複数の市町村に設置されているものは、必要に応じて新市において設置する。</p>	<p>附属機関に関する法令 地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p>第138条の4(第1項～第2項省略) 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。 ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。</p>

【参考資料】 ※ 条例により置かれている附属機関

部会名	構 成 市 町 村 の 現 況									
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村
総務・企画部会	津市総合計画審議会	久居市総合計画審議会	—	—	—	安濃町未来50人委員会	香良洲町総合計画審議会	一志町開発審議会	—	—
総務・企画部会	—	—	河芸町開発審議会	—	美里村開発審議会	—	—	—	白山町土地利用対策審議会	美杉村開発審議会
総務・企画部会	—	—	—	—	—	—	—	—	白山町過疎対策審議会	—
総務・企画部会	津市行政改革推進委員会	久居市行政改革推進委員会	河芸町行政改革推進委員会	芸濃町行政改革推進委員会	美里村行政改革推進委員会	安濃町行政改革推進委員会	—	—	白山町行政改革推進委員会	美杉村行政改革推進委員会
総務・企画部会	—	久居市事業評価委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
総務・企画部会	—	久居市表彰審議会	—	—	—	—	—	—	白山町表彰審議会	—
総務・企画部会	津市情報公開審査会	久居市情報公開審査会	河芸町情報公開審査会	芸濃町情報公開審査会	美里村情報公開審査会	安濃町情報公開審査会	香良洲町情報公開審査会	一志町情報公開審査会	白山町情報公開審査会	美杉村情報公開審査会
総務・企画部会	津市個人情報保護審査会	久居市個人情報保護審査会	河芸町個人情報保護審査会	芸濃町個人情報保護審査会	美里村個人情報保護審査会	—	香良洲町個人情報保護審査会	一志町個人情報保護審査会	白山町個人情報保護審査会	美杉村個人情報保護審査会
総務・企画部会	—	久居市新エネルギー推進協議会	—	—	—	—	—	—	—	—
総務・企画部会	—	—	—	—	—	—	—	一志町ケーブルシステム放送番組審議会	白山町ケーブルテレビ自主放送番組審議会	美杉村ケーブルテレビ放送番組審議会
人事部会	津市特別職報酬等審議会	久居市特別職報酬等審議会	河芸町特別職報酬等審議会	芸濃町特別職報酬等審議会	美里村特別職報酬等審議会	安濃町特別職報酬等審議会	香良洲町特別職報酬等審議会	一志町特別職報酬等審議会	白山町特別報酬等審議会	美杉村特別職報酬等審議会
市民部会	—	久居市生活安全推進協議会	—	—	—	—	香良洲町生活安全推進協議会	—	—	—
市民部会	—	—	—	—	—	—	—	—	白山町立町民会館運営審議会	—
市民部会	津市住居表示審議会	久居市住居表示審議会	—	—	—	—	—	—	—	—
市民部会	津市自転車等駐車対策協議会	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市民部会	—	久居市交通安全協議会	—	—	—	—	—	—	—	—
市民部会	津市男女共同参画審議会	久居市男女共同参画審議会	—	—	—	—	—	—	—	—
市民部会	津市人権施策審議会	久居市人権施策審議会	—	—	美里村差別撤廃審議会	—	—	一志町差別撤廃審議会	白山町人権施策審議会	美杉村人権施策審議会
市民部会	—	久居市立隣保館運営審議会	—	芸濃町雲林院福祉会館運営審議会	文化会館運営委員会	—	—	一志町隣保館運営審議会	—	—
市民部会	—	久居市立大型共同作業場運営委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
環境部会	津市廃棄物減量等推進審議会	久居市廃棄物減量等推進審議会	—	—	—	—	廃棄物減量等推進懇話会	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物減量等推進審議会	—

部会名	構 成 市 町 村 の 現 況									
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村
都市計画部会	—	久居市ラブホテル建築審査会	河芸町旅館等建築審査委員会	旅館建築審査会	—	安濃町ラブホテル建築審査会	—	旅館等建築審査委員会	—	—
下水道部会	—	—	—	芸濃町下水道事業運営審議会	—	—	—	—	—	—
上水道部会	—	—	—	芸濃町水道事業運営委員会	—	—	—	—	—	—
上水道部会	津市水道水源保護審議会	久居市水道水源保護審議会	—	—	美里村簡易水道水源保護審議会	—	—	一志町水道水源保護審議会	白山町水道水源保護審議会	美杉村水道水源保護審議会
消防部会	賞じゆつ金等審査委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育文化部会	—	久居市教育研究所運営委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
教育文化部会	津市通学区審議会	久居市通学区審議会	—	—	—	—	—	—	—	—
教育文化部会	津市生涯学習スポーツ審議会	公民館運営審議会	公民館運営審議会	公民館運営審議会	—	—	—	公民館運営審議会	公民館運営審議会	公民館運営審議会
教育文化部会	(津市生涯学習スポーツ審議会)	—	河芸町生涯学習推進協議会	—	—	—	—	—	—	—
教育文化部会	(津市生涯学習スポーツ審議会)	久居市スポーツ振興審議会	河芸町スポーツ振興審議会	—	—	—	香良洲町スポーツ振興審議会	一志町スポーツ振興審議会	白山町スポーツ振興審議会	—
教育文化部会	津市青少年問題協議会	久居市青少年問題協議会	河芸町青少年問題協議会	芸濃町青少年問題協議会	美里村青少年問題協議会	安濃町青少年問題協議会	香良洲町青少年問題協議会	—	白山町青少年問題協議会	美杉村青少年問題育成推進協議会
教育文化部会	津市文化振興審議会	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育文化部会	文化振興基金運営委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育文化部会	津市文化財保護委員会	久居市文化財調査委員会	河芸町文化財保護審議会	芸濃町文化財保護審議会	文化財保護審議会	安濃町文化財保護審議会	香良洲町文化財保護審議会	一志町文化財保護委員会	白山町文化財保護委員会	—
教育文化部会	津市図書館協議会	久居市図書館協議会	河芸町図書館協議会	芸濃町図書館協議会	—	安濃町図書館協議会	—	一志町立図書館協議会	うぐいす図書館協議会	—

